

研修報告書

焼津市議会議長 様

議員氏名 秋山博子

令和 4 年 11 月 18 日 下記のことについて、研修に参加したため、概要について報告いたします。

研修名	「議会における個人情報保護条例の解釈と運用」(オンライン受講)
研修の目的	個人情報保護法の改正を受けて市の個人情報保護条例が廃止となるため、議会の条例を作る動きがあり、注意すべき点など学ぶ。●主催／(株) 地方議会総合研究所 ●講師／廣瀬和彦さん
所感	<p>個人情報の扱いについては、災害時の支援に生かしきれないのではないかと課題に感じていたこともあり、今回の法改正による議会の条例作りの動きには関心を持っていた。まず、個人情報保護法とは、情報を守るための法律ではなく、個人を守るための法律、というのが本旨であることは覚えておきたい。</p> <p>さらに、私たちは何気ない会話の中で「それ、個人情報だから」などと口にするところがあるが、厳密に個人情報を定義できる人は少ないのではないかと。法律によると、個人情報とは「生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより、特定の個人を識別できる情報」と定義されており、「個人の身体に関するデータ」「個人に振り分けられる公的な番号」も個人情報である。(マイナンバーカードについて、番号を見られても問題ないらしいという話がこのところ浮上しているが、これについてはハテナであり、確認したい)</p> <p>では、議会の条例を作るにあたり、議会が保有する個人情報にはどんなものがあるだろうか。例として、請願・陳情の署名簿や、参考人、公述人、直接請求代表者の住民等から提供されたもの、傍聴人名簿、氏名入りの住民アンケートなど議会自身が取得した個人情報、退職した議員を含む議員の経歴などの情報(報償や年金等)、議会事務局職員の人事情報などが考えられると説明された。研修では、資料に、改正の背景、改正の概要、改正の骨子などの説明に加えて、条例(例)および規定(例)の解釈と運用についての Q&A が多数紹介されているので、今後、条例や規定が運用されていく中で活用できそうである。</p> <p>全国の自治体の中には市議会議長会の作成した条例案をベースにする議会もあれば、独自に作り上げようと委員会を設置するところもあり、中には活発な論争を展開している議会もあると聞く。個人を守るための法律であるという本旨に外れることのない条例づくりが求められている。</p>
今後の参考となる事項	<p>(1) 個人を守るための法律であり条例であること。</p> <p>(2) 法改正の背景の一つに「官民通じた個人情報の保護と活用の強化」とあり、官民活用の「民」の活用が暴走しないように注視したい。</p>

* 上記に書ききれない場合は、適宜別紙を添付してください。

* 参考資料等がある場合は、添付してください。